

武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例

(設置)

第 1 条 武蔵野市（以下「市」という。）における健康及び福祉に関する施策を推進するために必要な事項を調査し、及び審議するため、武蔵野市健康福祉施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 審議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

- (1) 地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進及び食育推進に係る計画の策定及び評価に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる委員 15 人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進、食育推進等の関係者
- (3) 公募による市民
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(専門部会)

第 5 条 市長は、必要に応じて審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 第 3 条の委員のうちから市長が指名する者
- (2) 専門部会における調査及び審議のため市長が必要と認め、委嘱する者

(報酬)

第 6 条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 36 年 2 月武蔵野市条例第 7 号）に定めるところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

(武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

- 2 武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。(略)